

# 総合教育政策局

総合教育政策局は、

- I. 学校教育・社会教育を通じた総合的かつ客観的根拠に基づく教育政策の推進
- II. 生涯にわたる学び、地域における学び、ともに生きる学びの政策の総合的推進

を主なミッションとして、平成30年10月に発足した局です。

特に、

- 1 総合的かつ客観的根拠に基づく教育改革政策の推進
- 2 国際教育の推進
- 3 教師の資質能力向上等
- 4 生涯にわたる学びの推進
- 5 地域学習の推進
- 6 とともに生きる学びの推進

等の政策課題に取り組んでいます。

以下に令和5年度の重要施策等について紹介します。

## 1

### 総合的かつ客観的根拠に基づく教育改革政策の推進

#### (1) 次期教育振興基本計画について

教育振興基本計画は、教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画です。令和5年3月の中央教育審議会において、令和5年度から5年間の「次期教育振興基本計画について」答申が行われました。

本答申においては、まず第3期教育振興基本計画期間中の成果と課題を分析し、例えば成果として国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数の改善などが挙げられました。他方で課題として、コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞、不登校・いじめといった重大事態等の増加、学校の長時間勤務や教師不足などが指摘されています。

その上で、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本

社会に根差したウェルビーイングの向上」という2つのコンセプトの下、5つの基本的な方針として、「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」「誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」「地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」「教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進」「計画の実効性確保のための基盤整備・対話」が示されています。

今後5年間の教育政策の目標と基本施策については、16の目標を掲げており、それぞれに基本施策と指標が示されています。概要資料や本文については、文部科学省ウェブサイトよりご覧ください。[\(次期教育振興基本計画について\(答申\)\(中教審第241号\):文部科学省\(mext.go.jp\)\)](#)

今後、政府内の議論も踏まえ、閣議決定が行われる予定です。各教育委員会におかれては、教育振興基本計画や教育大綱の策定時に国の計画を参酌し、それぞれの地域の実情に応じた計画等を策定いただくようお願いいたします。

#### (2) 教育DXの推進

Society5.0時代の到来など、社会の在り方が劇的に変わる中、政府全体でDX(デジタルトランスフォーメーション)に向けた各種取組が推進されており、教育においても、教育の質を高める観点から、「教育DX」を推進していくことが重要です。

教育DXの推進においては、共通の「ルール」と「ツール」の整備が不可欠です。共通の「ルール」については、教育データを有効に活用していくためには、データの意味や定義を揃える必要があるため、文部科学省において、文部科学省「教育データ標準」を策定・公表しています。令和4年度には、「教育データ標準3.0」として、主体情報の改訂を行うとともに、活動情報の一部を公表しました。さらに、学習ソフトウェア間のデータの相互運用性を確保する観点から、「学習eポータル標準モデルver.3.00」を

公表しました。令和5年度も、教育データの標準化を更に加速していきます。

「ツール」については、文部科学省において、児童生徒が学校や家庭において、国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題を活用し、学習やアセスメントができるCBT(Computer Based Testing)システムであるMEXCBT(メクビット)を開発しています。令和5年3月現在、全国の公立小学校の70%超、ほぼ全ての公立中学校、約840万人が登録しており、日々の学習や、地方自治体独自の学力調査など、様々な用途での活用が広がっています。令和5年度は、全国学力・学習状況調査における活用など、更に活用の場を広げるとともに、更なる利便性向上や機能改善等を行い、デジタルならではの学びの実現につなげていきます。

また、教育委員会や学校等がクラウド上で調査に回答できる「文部科学省WEB調査システム(EduSurvey(エデュサーベイ))」の開発も行っています。調査結果の自動集約により、教育委員会等の調査負担の一層の軽減や効率的な調査実施が期待されます。令和4年度は約30の調査を試行し、令和5年度は約100の調査をEduSurveyで実施する予定です。

以上のような共通の「ルール」や「ツール」を基盤とし、全ての子供一人一人の力を最大限引き出すための教育データの利活用を推進しています。令和4年度は教育データ分析の試行を進めたほか、安全・安心を確保するため教育委員会等が参考にできる留意事項を公表しました。令和5年度も、引き続き教育データの効果的な利活用に向けた取組を進めていきます。

### (3) 全国学力・学習状況調査

EBPMの推進や教育に関する継続的なPDCAサイクルを確立する観点から、全国学力・学習状況調査を活用していただくことが重要です。

本調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、

- ①全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することによって、国や全ての教育委員会における教育施策の成果と課題を分析し、その改善を図る
- ②学校における個々の児童生徒への教育指導や学習状況の改善・充実等に役立てる
- ③そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証

改善サイクルを確立する

ことを目的として、平成19年度から実施しています。令和5年度は、4月18日(火)に、小学校6年生と中学校3年生の全児童生徒を対象に、教科に関する調査(国語、算数・数学、英語(中学校のみ))、質問紙調査を行います。

教科に関する調査の問題に関しては、「解説資料」「報告書」「授業アイディア例」等を公表予定です。これらにより、本調査の結果の積極的な活用を通じた教育委員会や学校の取組がより充実したものとなるよう支援するとともに、各学校における授業の一層の改善と児童生徒の学習意欲の向上に役立てていただけるように努めてまいります。

また、全国学力・学習状況調査のCBT化(Computer Based Testing)については、令和3年7月にワーキンググループでとりまとめられた「最終まとめ」を踏まえ、令和3年度から試行・検証に取り組んでいます。あわせて、令和5年度全国学力・学習状況調査においては、中学校英語「話すこと」調査について全ての中学校で、児童生徒質問紙調査について一部の小・中学校で、児童生徒が活用するICT端末等を用いたオンライン方式により実施します。

### (4) EBPMの推進

「経済財政運営と改革の基本方針2022」(骨太の方針2022)等に基づき、政府全体としてEBPM(証拠に基づく政策立案:Evidence-based Policymaking)の推進が求められています。文部科学省においては、大規模なパネル調査に基づいた、学校満足・意欲、進路、ウェルビーイング・非認知能力についての分析など、政策立案に資するエビデンスの開発に取り組んでいます。地方自治体を対象に文部科学省が行った調査では、具体的な指標設定や調査結果の分析・施策の見直し等、前回調査と比較し、EBPMが着実に進められていることがわかりました。

また、国立教育政策研究所に、教育データの活用を図るための基盤整備に係る業務を行う課を新設し、国や自治体の政策・実践に役立つ教育分野の調査データや研究成果・取組事例を共有するプラットフォームの構築を強化するなど、データの利活用を推進する環境の構築といったEBPM推進策に取り組んでいます。

文部科学省においては、引き続き、各地方公共団体における教育政策の立案や学校における取組の改善・充実

等が、客観的な証拠に基づいて実施されるよう、取組を推進していきます。

### (5) 教育の無償化・負担軽減

誰もが家庭の経済事情に関わらず希望する質の高い教育を受けられることは、大変重要です。また、我が国においては、教育費の負担が少子化の要因の一つとなっており、少子化対策の観点からも、教育の無償化・負担軽減を進めることが不可欠です。

このため令和元年10月から幼児教育・保育の無償化、令和2年4月から真に支援が必要な子供たちを対象とした高等教育の修学支援新制度を実施するなど、消費税財源を活用し、家庭の教育費負担軽減に取り組んでいます。また、高等学校段階においても、令和2年4月に私立高校生に対する高等学校等就学支援金の拡充を行っています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により子供たちの学びの機会が奪われることがないよう、各学校段階の特性を踏まえつつ、授業料等を納付することが困難な者への配慮の要請、家計急変世帯の学生等への授業料等の減免を行ってきたところです。令和5年4月からは、高等学校等就学支援金制度において家計急変世帯への支援を開始することとしています。

文部科学省としては、教育の無償化・負担軽減を推進するため、関係省庁と連携し、これらの制度の円滑な実施にしっかりと取り組んでまいります。

## 2

## 国際教育の推進

グローバル化が加速する社会において持続的な成長・発展を目指すためには、それに対応した教育環境の整備・人材育成の推進が必要不可欠です。

これを踏まえ、文部科学省においては、高校生留学の促進、在外教育施設における教育の充実、外国人児童生徒等への教育の充実等に取り組んでいます。

### (1) 高校生留学の促進

第3期教育振興基本計画において、様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成することを目標に掲げていること等を踏まえ、高校生の海外留学をはじめ、グローバ

ル人材の基盤形成に取り組む都道府県を支援しています。

新型コロナウイルス感染症の流行により、高校生の海外留学については大きな影響が出ていましたが、水際対策の緩和により海外留学も回復の兆しをみせています。文部科学省としては、第3期教育振興基本計画の高校生の留学を6万人にするという政府目標を実現すべく、令和5年度においても、各種取組を行ってまいります。

具体的には、地方公共団体、学校、民間団体等が主催する海外派遣プログラムへの参加に対し、都道府県を通じて留学費用の一部を支援する事業を実施しており、令和5年度は1,500人の高校生を対象とする予定です。

また、都道府県における高校生留学の機運の醸成を図るため、都道府県が主催する啓発活動や研修の実施、留学相談員の配置に必要な経費を支援することとしています。

さらに、グローバル人材の育成に国を挙げて取り組むため、これら国費による支援に加え、平成27年度より官民協働海外留学支援制度「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」において、高校生の留学を支援しています。令和5年度からは、第2ステージを開始し、高校生の留学をより強化してまいります。

### (2) 在外教育施設における教育の充実

我が国の経済の国際化の進展に伴い多くの日本人が子供を海外に同伴しており、令和4年4月現在、日本人学校に約1.4万人、補習授業校に約1.9万人の子供が通学しています。在外教育施設の機能強化が必要となるなか、令和4年6月には「在外教育施設における教育の振興に関する法律」が公布・施行されました。本法律では、在外教育施設における国内同等の教育環境の整備や特色ある教育の充実等が図られるよう、在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進することとされています。

文部科学省では、日本人学校や補習授業校の教育の充実・向上を図るため、日本国内の義務教育諸学校の教師を派遣するとともに、退職教師をシニア派遣教師として、正規に採用される前の若手教師をプレ派遣教師として派遣しています。在外教育施設への派遣経験は、多文化・多言語環境における指導能力やカリキュラム・マネジメント能力など、教師の資質・能力の向上にも繋がるものです。（※参考URL：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/mext\\_01929.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/mext_01929.html)）（令和6年度及

び7年度に新たに日本人学校等に派遣する教師の募集を、令和5年3月頃に行う予定です。)

また、派遣教師の魅力を高めるために取り組んでいる「トビタテ！教師プロジェクト」(平成29年度～)を立ち上げ、帰国教師の能力や知識、経験を国内の教育に還元・共有するため、帰国教師間のネットワーク作りに取り組んでいます。

さらに、教育環境の整備については、義務教育教科書の無償給与、教材の整備、通信教育の実施などを行うほか、感染症対策への支援を行うことにより、非常時でも途切れない教育体制の実現にも取り組んでいます。

また、「選ばれる在外教育施設」づくりに向け、優れた教育プログラムへの重点的な支援により特色ある研究開発による教育の高度化を図るとともに、教育・運営に係る指導・助言を行う「在外教育アドバイザー」を設置するなど、在外教育施設ならではの教育の充実に取り組んでいます。

### (3) 外国人児童生徒等への支援

外国人児童生徒や、保護者の国際結婚などによって日本国籍であっても日本語指導を必要とする児童生徒の増加等により、公立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒は5万人を超え、その数は増加傾向にあります。

このような状況を踏まえ、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定)に基づき、外国人の子供の就学促進等について地方公共団体が講ずべき事項を取りまとめた「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を策定し、同年7月に通知しました。

文部科学省では、外国人の子供の就学を促進するため、就学状況等に関する調査や、学校外における日本語指導・教科指導等の取組を行う地方公共団体への支援を引き続き実施します。

また、学校における指導体制の整備充実のため、令和8年度までに日本語指導が必要な児童生徒18人に対して1人の教員が基礎定数として措置されるよう、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の規定に基づいた着実な改善を図るとともに、公立学校における帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな指導・支援体制を整備する地方公共団体への補助事業において、日本語指導補助者や母語支援員の派遣、多言語翻訳システム等ICTを活用した取組、外国人高校

生等に対して日本語指導に限らずキャリア教育や居場所づくりなども含めた包括的な支援を拡充します。

また、外国人児童生徒等の指導を担う教師が、必要な知識を得られるような研修用動画コンテンツと、来日・帰国したばかりの外国人児童生徒等や保護者が日本での学校生活等について理解を深められるような多言語による動画コンテンツ(令和4年度に新たに8言語を追加し、現在15言語に対応)を作成・公開しています。これらコンテンツについては、文部科学省ホームページから御覧いただけます。(URL:[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003\\_00004.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm))

加えて、日本語指導のための「特別の教育課程」編成について、令和5年度から高等学校においても制度化することに伴い、令和4年度に高等学校における日本語指導の体制づくりの手引や指導のためのガイドラインを作成しました。さらに、高等学校における日本語指導体制充実のための調査、評価方法に関する調査研究を実施します。

その他、散在地域における児童生徒の日本語能力把握のためのネットワーク構築の研究事業を推進するほか、教育委員会へのアドバイスや教員研修の充実のため、「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣、日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等の実態調査を実施します。また、外国人児童生徒等教育支援のための情報検索サイト「かすたねっと」についても、多様な教材・資料の充実を図ってまいりますので、こちらも是非御活用ください。

(URL:<https://casta-net.mext.go.jp/>)

(QRコードはこちら)



## 3

### 教師の資質能力の向上等

教育は人なりと言われるように、学校教育の成否は教師の資質能力にかかっています。子供たちの成長を担う教師は、社会や時代の変化を前向きに受け止めつつ、教職生涯を通じて学び続けることが求められています。

#### (1) 「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について

中央教育審議会は、令和3年3月の文部科学大臣の諮

問に基づき、教師の在り方について包括的な議論を行い、令和4年12月に「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」(答申)を取りまとめました。

本答申は、「教師の養成・採用・研修の一体的な改革を通じ、教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、志望者が増加し、さらに教師自身もその資質能力や志気を高め、誇りを持って働くことができる将来を実現するための提言である。」と締めくくられており、これを実現するために、「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師と教師に求められる資質能力、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成、教員免許の在り方、教員養成大学・学部、教職大学院の在り方、教師を支える環境整備の各項目について具体的な方策が示されています。

文部科学省においては、本答申の内容及び答申を踏まえた取組等について、Webサイトに情報発信しています。審議に参画した委員からのメッセージも公開していますので、ぜひ下記URLからご覧ください。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985\\_00004.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00004.htm)

## (2) 新たな教師の学びの姿の実現に向けた教員研修の高度化について

第208回通常国会において、教育公務員特例法の一部が改正され、令和5年4月から、各教師の研修履歴を記録し、その記録を活用した、教師の資質向上に関する指導助言等を行う仕組みが制度化されました。

文部科学省においては、「新たな教師の学びの姿」の実現に向けた教員研修高度化を図るため、

- ① 国による「研修履歴記録システム」及び研修コンテンツ等を一元的に収集・整理・提供する「教員研修プラットフォーム」の一体的構築
- ② 喫緊の教育課題に対応するオンデマンド研修コンテンツの充実や教員研修の高度化のためのモデル開発支援事業
- ③ 教職員支援機構における「次世代型教職員研修開発センター」の設置

などを進め、全国の取組をサポートしていきます。

各教育委員会においては、新たな研修制度において、各教師の研修履歴を記録すること自体が目的化することのないよう留意しつつ、法の趣旨を踏まえた取組を進め

ていただくようお願いします。

## 4

## 生涯にわたる学びの推進

### (1) 生涯にわたる多様な学習機会の提供

「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育や家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、ボランティア活動、企業内研修、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。

文部科学省は、「教育基本法」の精神にのっとり、国民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を目指して、生涯学習の振興に取り組んでいます。以下では、生涯学習の機会の整備に関する具体的な取組について紹介します。

放送大学では、BSデジタル放送やインターネット等を活用して、大学教育の機会を幅広く国民に提供しています。放送大学の学生は職業・年齢・地域を問わず多様であり、現在約9万人が学んでいます。放送大学では、社会人の方々がキャリアアップや専門性を高めるために、学芸員や公認心理師・認定心理士などの資格に対応する科目を開講しているほか、数理・データサイエンス・AI人材の育成に資する講座などを実施しています。さらに、全国に学習センター等を設置して学生の学習を支援するとともに、地域の生涯学習の振興にも寄与しており、我が国の生涯学習・リカレント教育の中核的機関として大きな役割を担っています。

また、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育のうち社会教育上奨励すべきものを文部科学大臣が認定し、その普及・奨励を図っています。令和5年3月末現在、文部科学省認定社会通信教育は25団体108課程であり、令和4年の延べ受講者数は約5万人となっています。

民間教育事業者や教育分野で活動を行うNPO法人などの民間団体は、国民の多様な学習活動を支える上で大きな役割を果たしており、ますます重要なものになっています。

このほか、文部科学省では、高等学校を卒業していない者などに対して高等学校卒業者と同程度以上の学力があることを認定する高等学校卒業程度認定試験を実施しています。この試験の合格者には、大学等の入学資格が付与されるとともに、就職などの機会においても学力を証明する手段として活用されています。令和4年度における受験者数は1万7,154人、合格者数は7,961人となっています。出願者のうち約半数を高等学校中途退学者が占めており、出願者の約半数は大学等への進学を目的としています。また、令和2年度からは、高等学校中退者等を対象に学習相談や学習支援を行う地方公共団体への補助事業を実施しています。

加えて、第11期中央教育審議会生涯学習分科会においては、令和4年8月、第11期の議論の整理を取りまとめ、公表しました。この中では、「全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育」という視点が示されるとともに、人と人との「つながり」の希薄化や、デジタル社会の進展など、社会やライフスタイルの変化に対応するための今後の生涯学習・社会教育の振興方策についてまとめられています。

## (2) リカレント教育の推進

社会の変化が激しくなる今後の時代においては、学校を卒業し、社会人となった後も、大学等で更に学びを重ね、新たな知識や技能、教養を身に付けることが必要です。令和4年6月に取りまとめられた「経済財政運営と改革の基本方針2022」(骨太の方針2022)や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」では、リカレント教育を拡充することが求められています。

こうした動きも踏まえ、文部科学省では、大学・専修学校等における実践的なプログラムの開発・拡充や社会人が学びやすい環境の充実に努めています。

具体的には、就業者・非正規雇用労働者・失業者等に対し、デジタル・グリーン等成長分野を中心に大学・大学院等において社会のニーズに合ったプログラムを提供・横展開し、円滑な就職・転職を支援する取組や、専修学校の教育分野8分野における企業や各業界と連携したプログラムの開発・提供、放送大学における数理・データサイエンス・AI関連分野の講座の体系化及び個別最適な学びの推進、社会人の学び直しを含む実践的な教育を支える実務家教員を育成する研修プログラムの開発・実施、

大学等における創造的な発想をビジネス等につなぐ教育プログラムの開発、大学コンソーシアムや自治体等における大学側のシーズと産業界のニーズのマッチング等に向けた産官学金の連携体制の整備、リカレント教育のもたらす効果の調査研究や、指標の開発、普及啓発、大学や専修学校等における企業等との連携による実践的・専門的な短期プログラムの文部科学大臣の認定(職業実践力育成プログラム(BP)、キャリア形成促進プログラム)等の取組を推進します。また、女性の学びとキャリア形成等を一体的に行う仕組み作りを行うとともに、リカレント教育の講座情報等を提供するポータルサイト「マナパス」の整備を進めています。これらの施策を推進することで、リカレント教育の抜本的拡充に取り組んでいます。

## (3) 専修学校教育の振興

専修学校は、柔軟で弾力的な制度の特色を生かして、社会の変化に即応した実践的な職業教育を行う中核的機関として、産業界を支える職業人の養成に大きな役割を果たしてきました。

中でも専門課程(専門学校)は、高等教育機関の重要な一翼を担うとともに、多様なキャリア形成を担う職業教育機関としても高く評価されており、令和2年度からの高等教育の修学支援新制度の対象にもなっています。また、高等課程(高等専修学校)においては、高等学校と並ぶもう一つの後期中等教育機関として、幅広い職業教育や個に応じた手厚い教育が実施されています。

社会の高度化・複雑化が進み、実践的に活躍する専門職業人を養成する専修学校の役割がますます重要になっていく中、文部科学省では、専修学校における地域の中核的人材養成に向けた産学官連携の取組等に対する支援や、「職業実践専門課程」を中心とした専修学校教育の質の保証・向上の推進など様々な振興策に取り組んでいます。

## 5

## 地域学習の推進

人生100年時代やSociety5.0の到来、DXの急速な進展、新型コロナウイルス感染症への対応をはじめとする急速な社会経済環境の変化や取り組むべき課題の複

雑化を受け、今後、我が国の地域社会においては、住民主体でこれらの課題や変化に対応することが求められています。また、各地域において地域固有の魅力や特色を改めて見つめ直し、その維持発展に取り組むことが期待されているところです。こうした中で、地域における学びは、一人一人の生涯にわたる学びを支援し、住民相互のつながりの形成の促進、地域の持続的発展にも資することから、より一層重要になっています。また、第11期中央教育審議会生涯学習分科会においては、高齢者や外国人、障害のある方等、様々な困難な立場にある方々の社会的包摂の実現や、急速に進展するデジタル社会への対応などに向けて、社会教育・生涯学習が果たすべき具体的役割等について議論が行われました。この議論を踏まえ、文部科学省としては、デジタル社会に対応した公民館等の社会教育施設の更なる活用方策や、令和2年度より新しく創設された制度である社会教育士等の社会教育人材の活躍促進など、今後の生涯学習・社会教育の方向性や振興方策に関する重点事項をまとめました。これらの動向も含め、文部科学省としては、以下のように地域における学びの推進に努めています。

## (1) 地域コミュニティの基盤を支える 社会教育の推進

### ① 公民館等の社会教育施設の機能強化

デジタル化が進展する社会において、デジタル技術を活用しながら、地域の特性を生かした地域の魅力向上や課題解決を図ることが重要です。このため、文部科学省としては、公民館等の社会教育施設におけるデジタル技術の効果的な活用、デジタル基盤の強化を促進するとともに、誰一人として取り残されない、デジタル社会の実現を図るため、公民館等におけるデジタルデバイド解消など、全ての世代のデジタルリテラシーの向上への取組を促進してまいります。

### ② 社会教育人材の養成・活躍機会拡充

社会教育法に基づき、教育委員会に置かれている社会教育主事は、社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を援助する役割を果たしています。

また、令和2年度からは、社会教育主事講習等の学習成果が、教育委員会事務局や首長部局、企業、NPO等

の社会教育に携わる多様な主体の中で広く活用されるよう、社会教育主事講習を修了した者、大学において省令に定められた科目の単位をすべて修得した者は「社会教育士」と称することが可能となりました。

これらの社会教育人材が、社会教育行政のみならず、環境や福祉、まちづくり等の様々な分野において、多様な主体と連携・協働し、学習活動の支援を通じた地域の課題解決に取り組むことができるようにすることは重要です。文部科学省としては、これらの社会教育人材の配置・登用の促進に向け、社会教育主事講習のオンライン化などによる社会教育主事講習を受講しやすい環境の整備や、首長部局やNPO、企業等における社会教育主事講習の受講促進、社会教育人材ネットワークの構築・展開による社会教育人材の活躍促進等に取り組んでいます。

(社会教育士特設サイト

URL : [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/01\\_l/08052911/mext\\_00667.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/mext_00667.html)

(QRコードはこちら)



## (2) 学校、家庭、地域の連携・協働

### ① コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

学校における働き方改革の推進や不登校、いじめ、防災など学校や地域が抱える社会的課題の解決を目指すとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現のためには、学校だけではなく、家庭や地域と連携・協働し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくことが必要です。このため、文部科学省では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、学校と地域住民等が目標やビジョンを共有し、一体となって子供たちを育む学校づくりを実現するため、「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」と「社会教育法」に基づき、幅広い地域住民等の参画により、地域全体で子供たちの学びや成長を支える様々な活動である「地域学校協働活動」を一体的に推進しており、全ての公立学校にコミュニティ・スクールの導入することを目指しています。

こうした中、文部科学省では「コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議」を設置し、今後のコミュニティ・スクールの在り方について有識者による検討を行い、令和4年3月に最終まとめを取りまとめました。最終まとめでは、コミュニティ・スクールは全ての学校に必要である

ことから、導入を促進すること、導入後も質の向上に取り組む等の方向性が示されています。この最終まとめに示された推進方策を実行し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進め、未来を担う子供たちの成長を地域全体で支える社会の実現を目指します。

(コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議最終まとめ～学校と地域が協働する新しい時代の学びの日常に向けた対話と信頼に基づく学校運営の実現～  
URL: [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/163/toushin/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/163/toushin/mext_00001.html))

(QRコードはこちら)



## ②家庭教育支援の推進

家庭教育支援については、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、支援が届きにくい家庭に支援を届けるアウトリーチ型支援を含め、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進していきます。

## (3) 読書・体験活動の推進

### ①読書活動の推進

読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、人生を深く生きる力を身に付ける上で欠かせないものです。文部科学省は「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、広く読書活動に対する国民の関心と理解を深めるため、4月23日を「子ども読書の日」としてキャンペーンを行うなど、様々な取組を実施しています。

地域における読書活動については、図書館が「地域の知の拠点」として住民にとって利用しやすく、身近な施設となるための環境の整備を進めており、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づき、施設・設備や読み聞かせ等のサービスの充実の推進に努めています。

学校図書館の整備充実については、令和4年度から8年度までを対象とする新たな「学校図書館図書整備等5か

年計画」を策定し、学校図書館図書標準の達成や、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備と学校司書の配置拡充に必要な経費として、5か年で2,400億円の地方交付税措置を講じることとしています。

(子ども読書の日ポスターデザイン)



### ②体験活動の推進

青少年の体験活動は人づくりの「原点」であり、学校・家庭・地域が連携して社会総がかりでその機会を創出していくことが必要です。文部科学省では、青少年のリアルな体験活動の機会の充実を図るため、体験活動に関する普及啓発や調査研究、民間企業が実施する優れた取組に対しての顕彰事業、自然体験活動のモデル事業を実施するとともに、地域や企業と教育機関の連携促進のための体制構築を図ることとしています。

また、独立行政法人国立青少年教育振興機構においては、全国28か所の教育施設で、それぞれの立地条件を生かした特色ある活動を展開し、生きる力の育成に必要な自然体験活動、集団宿泊活動をはじめ、多様な体験活動の機会を提供しています。さらに、未来を担う夢を持った子供の健全育成を推進するため、「子どもゆめ基金」事業を通じて、地域の草の根団体等が実施する様々な体験



活動や、特色ある新たな取り組み、体験活動・読書活動の振興を図る取り組みの裾野を広げる様な活動を中心に、支援を行っています。

(QRコードはこちら)



## 6

### ともに生きる学びの推進

#### (1) 男女共同参画の推進

文部科学省では、「第5次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～」（令和2年12月25日閣議決定）に基づき、男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実を推進しています。

男女が共に仕事と家庭、地域における活動に参画し、活躍できるような社会の実現を目指すためには、個人の可能性を引き出すための学びが必要とされています。このため、文部科学省では、「女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業」として、多様な年代の女性の社会参画を推進するため、女性教育関係団体、大学及び研究者、企業等が連携し、例えば女性が指導的立場に就くに際して必要となる体系的な学習の提供等、女性の多様なチャレンジを総合的に支援するモデルの構築を行っています。

また、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月）を踏まえ、子供の発達段階等に応じ、生命（いのち）を大切に、性犯罪等の当事者にしないための「生命（いのち）の安全教育」に取り組んでいます。令和4年度も令和3年度に引き続き「生命（いのち）の安全教育推進事業」として、内閣府と共同で作成した「生命（いのち）の安全教育」の教材等を活用した指導モデルを作成し、新たに指導事例の収集を行いました。

令和5年度においては、全国展開を図ることとしており、引き続き指導モデルの作成や指導事例の収集等を実施するとともに、新たに生命（いのち）の安全教育全国フォーラムを開催し、実施に当たってのノウハウの共有など、現場の取組支援の強化を図ることとしています。

「生命（いのち）の安全教育」の教材及び指導の手引き等は、文部科学省ホームページに掲載しておりますので、積極的な活用について御協力をお願いします。

([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html))

#### (2) 障害者の生涯を通じた学習活動の充実

障害者の生涯学習機会の確保を規定した「障害者の権利に関する条約」の批准や、「障害者差別解消法」の施行等を踏まえ、障害者が、生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境や、誰もが障害の有無にかかわらず、共に学び、生きる共生社会の実現に向けて、地域における学びの場を整備・拡大することが求められています。

文部科学省では、従前より学校から社会への移行期や人生の各ステージにおける効果的な生涯学習プログラムの開発、実施体制等に関する実践研究及び、生涯を通じた共生社会の実現に関する調査研究に取り組み、その研究成果を普及しています。

令和4年度は、都道府県が中心となり市区町村や大学、特別支援学校、社会福祉法人等が参画する「地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築」を6都道府県において、市区町村と民間団体が連携して障害者を包摂する生涯学習プログラムを開発する「地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進」の実践研究を19団体で実施しました。加えて、新たに大学・専門学校等において、特別支援学校高等部卒業後も学び続けることができる生涯学習プログラムを開発・実施する「大学・専門学校等における生涯学習機会創出・運営体制のモデル構築」を3団体が実施しました。さらに、実践研究事業の成果の普及や、障害理解の促進、実践者同士の学び合いによる担い手の育成、障害者の学びの場の拡大を目的として、「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を全国7ブロック12か所で開催しました。

令和5年度は上記の事業を継続するとともに、新たな取組として事業実施のための連携強化やネットワーク構築に係る技術的支援を行うアドバイザー派遣を実施します。

また、令和2年度から社会教育と特別支援教育、障害者福祉等の各分野において障害者の生涯学習推進を担う人材、及び各分野をつなぐ中核的人材の育成に向けて、「障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会」を設置し議論を進めました。令和4年3月に障害者の生涯学習推進を担う人材が身に付けるべき専門性や役割の整理等を取りまとめるとともに、生涯学習支援入門ガイ

ド・事例集「共生社会のマナビ」を作成し、都道府県の生涯学習支援担当者、市区町村の生涯学習担当者及び、国公立の大学図書館等に広く配布しました。

この「共生社会のマナビ」や令和4年度のブロック別コンファレンスの様子等、これまでの実践研究成果は、文部科学省ホームページに随時掲載してまいりますので、是非御覧ください。

([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index.htm))

(QRコードはこちら)



### (3) 学校安全の確保

近い将来に発生が懸念されている首都直下地震や南海トラフ巨大地震、激甚化・頻発化する豪雨、台風などの計り知れない自然災害のリスクに直面しています。また、登下校中を含めた学校における事件・事故、SNSの利用による犯罪など子供の安全を脅かす様々な事案も次々と顕在化しています。

このような中、学校において児童生徒等が生き生きと活動し、安心して学べるようにするためには、安全の確保が保障されることが不可欠です。

また、児童生徒等は守られるべき対象であることにとどまらず、学校教育活動全体を通じ、自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を継続的に身に付け、自ら進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるようになることが求められます。

このため、中央教育審議会答申を踏まえて、令和4年度から令和8年度における学校安全に係る基本的方向性と具体的な方策を示す「第3次学校安全の推進に関する計画」(令和4年3月閣議決定)を策定しました。

文部科学省では、この第3次計画に基づき、安全で安心な学校環境の整備や組織的な取組を引き続き支援していくとともに、安全に関する資質・能力を身に付けた児童生徒等が将来社会人となり、様々な場面で活躍することを通じて、社会全体の安全意識の向上や安全で安心な社会づくりに寄与できるよう、安心で安全な学校づくり、社会づくりを一層推進してまいります。

各学校におかれては、第3次計画を踏まえながら、

- ・地域の災害リスクを踏まえた実効性のある防災教育・

避難訓練を実施すること

- ・ その際には、地域の関係機関や有識者の参画を得ながら取り組むこと
- ・ 学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しを行うこと (PDCA サイクルを確立すること)

等に取り組んでいただき、児童生徒等がいかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために、自ら適切に判断し主体的に行動できるようになることが重要です。

安全教育や安全管理に関する詳細な情報は、「学校安全ポータルサイト」に掲載しておりますので、積極的な活用について御協力をお願いします。

(<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>)

(QRコードはこちら)



### (4) ハンセン病に対する差別・偏見の根絶

文部科学省では、熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決(令和元年6月28日)や「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」(令和元年7月12日閣議決定)を踏まえ、関係省庁と連携・協力し、患者・元患者やその御家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育などに取り組んでいます。

省内の「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム」ではハンセン病の元患者やその御家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するため、有識者ヒアリングや関係施設の視察等を含めた検討を進め、令和3年9月に議論を踏まえた当面の取組をまとめました。

また、関係省庁間の連携の下で一体的に施策を進めるため、令和4年7月に文部科学省、厚生労働省、法務省の3省連名で教育委員会等向けに通知を発出し、厚生労働省作成のパンフレット「ハンセン病の向こう側」や法務省作成の人権啓発動画及び冊子「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」などの資料の活用・促進を依頼しています。

加えて、独立行政法人教職員支援機構と調整し、同機構が提供する校内研修用の動画コンテンツの一環として、ハンセン病問題に係る講義動画を作成し、令和3年12月

に配信を開始しました。この動画は、学校でハンセン病問題にかかる教育に真摯に取り組んでこられた校長先生による講義を収録しており、学校等での校内研修等への活用を促進しております。今後とも、御家族の皆様との協議も踏まえながら、厚生労働省や法務省等の関係省庁とも連携し、ハンセン病患者・元患者や御家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するための取組の一層の充実を図ってまいります。

## (5) 子供の貧困対策の推進

平成 26 年1月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行以降、政府は、子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境の整備に努めてきたところです。令和元年6月には同法が改正され、新たに市町村にも貧困対策計画策定の努力義務が課されるとともに、教育の機会均等が図られるべき趣旨が明確化されました。

また、同法改正等を踏まえ、令和元年 11 月には、政府として総合的に子供の貧困対策を推進するための基本的な施策を定めた、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

本大綱では、子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証し評価するため、スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合や子供の貧困率等の 39 の指標を設定し、貧困の実態をより多面的に捉えられるようにしています。あわせて、これらの指標の改善に向けて、「教育の支援」等の事項ごとに、当面取り組むべき重点施策を掲げています。

文部科学省としては、

- ・ 幼児期から高等教育段階までの切れ目のない形での教育費負担軽減
- ・ 貧困等に起因する学力課題の解消のための教員定数の加配措置やスクールソーシャルワーカーの配置充実等の「学校をプラットフォームとした子供の貧困対策」
- ・ 地域住民等の参画による放課後等の学習支援や、高校中退者等に対する学習相談・学習支援の促進等の「地域の教育資源を活用した子供の貧困対策」

等に引き続き、取り組んでいきます。